

緊急連絡先確保支援事業のご案内

緊急連絡先の確保が困難な方々の民間賃貸住宅への入居の円滑化が図られるよう、名古屋市が行う「住まいサポートなごや」（居住支援コーディネート事業）（以下「本事業」という）における支援の中で、居住支援法人が緊急連絡先となって入居支援を行うものです。

☆事業内容☆

【入居前】

（１）緊急連絡先の引き受け

民間賃貸住宅への入居の際に賃貸人や家賃債務保証業者から求められる緊急連絡先について、居住支援法人が引き受けを行います。

【入居後】

（２）入居者の状況把握

居住支援法人が電話や訪問等の方法により、最低１年に１回、入居者の生活状況の把握を行います。また、福祉サービス等の利用がある入居者については、関係者を通じ、適宜状況把握を行います。なお、状況に変化があれば、管理会社や債務保証会社と必要に応じて情報共有を図ります。

（３）入居者情報の管理

入居時に「入居者情報あんしんシート」を提供します。入居後、内容に変更がある場合には、適宜更新するよう努めます。

（４）入居者の状況変化への対応

入居者の状況に変化があった際は、早めに入居者本人も交えて対応等を協議することで情報や認識を共有するよう努めます。この場合、必要に応じて、家主・管理会社・債務保証会社にも協議に参加してもらうことや、住まいサポートなごやへ相談するなど連携して対応します。

（５）連絡があった場合の対応

○居住支援法人が把握している入居者本人の連絡先へ連絡をします。必要に応じて、入居者宅を訪問し現地確認を行います。

○「入居者情報あんしんシート」に記載されている関係機関連絡先等へ連絡を行い、入居者の所在等の確認をします。

○関係者等を通じて入居者から大家や家賃債務保証会社などへ連絡してもらうよう依頼します。その後、実際に連絡が行われたか、大家や家賃債務保証会社へ確認を取ります。

○病気や事故等による入院をはじめ、家賃滞納など入居者の状況の変化などが確認できた場合には、入居者の居住の安定確保に向けて、関係者と連携して必要な支援にあたります。

☆緊急連絡先（緊急時の連絡先）とは☆

入居者と一定期間連絡が取れないときや事件・事故が心配される時などに、大家さんや管理事業者、家賃債務保証業者などが連絡し、相談に応じる役割とされています。

したがって「契約者と連絡が取れなくなった場合、契約者に代わって相談できる、連絡が取れる人」若しくは「本人に連絡をとるための「第二の手段」として賃貸借契約書などに記載をされるものです。

緊急連絡先に連絡がある場合

- ・病気や事故等で入院されていたため連絡がつかない場合
- ・長期不在で連絡がつかない場合
- ・入居者の家賃滞納や、騒音やゴミ出しのトラブル等で連絡の必要があるが、入居者と連絡がとれない場合
- ・地震や火災などで建物に何らかのトラブルがあった際に、入居者と連絡がとれない場合
- ・入居者の死亡の際の賃貸借契約の「賃借権の継承」や残置物についての相談のため

連帯保証人との違い

連帯保証人とは、入居者が負うべき金銭の支払い責務につき、法的な責任を負うものですが、緊急連絡先には、こうした法的な義務はありません。ただし、緊急連絡先であること以外の法的な関係性が入居者とある場合は除きます。

休日・夜間等の緊急時対応

緊急時の駆けつけ、立ち合いなどの対応については、緊急連絡先の役割を超えるものと想定されますが、人命に関わる事態などについては、警察、救急などへの通報を依頼し、対応可能な時間に改めて連絡をとるなどとして、必要な対応を図るよう努めます。

【お問い合わせ先】

住まいサポートなごや（居住支援コーディネーター事業）

〒456-0018

名古屋市熱田区新尾頭二丁目2番7号 富春ビル4階

（名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山内）

電話：052-684-8597